

届出書類（現場で対応すべきもの）

書類の名称	届出先	届出時期	備考
共同企業体代表者届	労働基準監督署長	作業開始14日前	JV工事現場
特定元方事業開始報告	//	作業開始後遅滞なく	特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われるとき提出する。ただし、常時従事する労働者が10人未満の工事は省略できる。
統括安全衛生責任者 選任報告 元方安全衛生管理者 選任報告	//	//	常時50人以上の労働者が従事する工事 (ずい道、圧気工法、人口集中地区での橋梁工事は30人以上)
店社安全衛生管理者 選任報告	//	//	常時20人以上の労働者が従事する工事は選任して記入する。 ①ずい道、圧気工法、一定の橋梁は常時20人以上、30人未満 ②鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築工事は常時20人以上、50人未満
建設物・機械等 設置移転変更届	//	設置・移転・変更の作業の開始30日前	<ul style="list-style-type: none"> ・つり足場、張出し足場、足場（高さ10m以上）組立～解体60日未満は適用除外 ・架設通路の高さ及び長さ10m以上組立～解体60日未満は適用除外 ・型枠支保工 ・支柱の高さが3.5m以上のもの ・軌道装置 ・設置～廃止まで6ヶ月未満は適用除外
建設工事計画届	//	工事の開始14日前	監督署長審査 <ul style="list-style-type: none"> ・31mを超える建築物の建設、改造、解体、破壊工事 ・支間50m以上の橋梁工事 ・人口が密集している場所での支間30m～50m未満の橋梁工事 ・高さ深さ10m以上の掘削工事（たて坑含む） ・圧気工法 ・建築物の吹き付け石綿等の除去 ・ずい道工事
		工事の開始14日前	労働局長審査 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ100m以上の建築物 ・高さ100m以上のダム建設 ・最大支間300m以上の橋梁建設 ・長さ1000m以上のずい道の建設 ・掘削土量が20万m³を超える掘削（ただし、軟弱地質又は狭隘な場所で車両系建設機械を使用する場合） ・ゲージ圧力が19.62N/m² (0.2Mpa) 以上の圧気工法

書類の名称	届出先	届出時期	備考
寄宿舎設置届	//	工事着手14日前まで	10人以上又は原動機の定格出力合計2.2kw以上使用する事業
寄宿舎規則届		速やかに	付属寄宿舎に労働者を寄宿させるとき（人数に関係なし）
建設工事計画届	厚生労働大臣	工事の開始30日前	厚生労働大臣審査 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ300m以上の塔の建設 ・堤高150m以上のダム建設 ・最大支間500m（つり橋は1000m）以上の橋梁の建設 ・長さ3000m以上の建設 ・長さが1000m以上3000m未満のすい道等の建設で、深さが50m以上のたて坑の掘削を伴うもの ・ゲージ圧力が29.42N /cn (0.3Mpa) 以上の圧気工法
クレーン設置報告書	労働基準監督署長	設置するとき	吊り上げ荷重0.5t以上3t未満
クレーン設置届		設置工事の30日前まで	吊り上げ荷重3t以上
エレベーター設置報告書	//	設置するとき	積載荷重0.25t以上1t未満のエレベーター、 設置期間60日以内は適用除外
エレベーター設置届		設置工事の30日前まで	積載荷重1t以上のエレベーター、
建設用リフト設置届	//	設置工事の30日前まで	積載荷重0.25t以上でガイドレールの高さ18m以上の建設用リフト
ゴンドラ設置届	//	設置工事の30日前まで	すべてのゴンドラ
道路占用許可申請書	道路管理者	15～30日前	
道路使用許可申請書	所轄警察署	15～30日前	
特殊車両通行許可 または 特殊車両通行確認	道路管理者	要確認	
制限外積載許可	所轄警察署	要確認	
道路工事届	消防署	速やかに	
少量危険物等貯蔵等届	//	速やかに	ガソリン200リッター以上 軽油1000リッター以上 その他有機溶剤等 （ただし総量規制あり 各貯蔵比率の合計が1以下） *保管基準は市町村条例で異なるので相談すること

書類の名称	届出先	届出時期	備考
工事作業許可申請書	海上保安庁	着手30日前	特定港、適用港及びこれらの港の境界付近で工事・作業を実施する場合に許可が必要です。 ※「港の境界付近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入港又は在港船舶に影響を及ぼす可能性のある範囲をいいます。
工事作業届出	〃	着手30日前	上記以外の場所での工事
特定建設作業届	市町村長	作業開始の7日前	くい打抜き作業、重機作業、コンプレッサー、ブレーカー作業、削岩機、舗装盤破砕機等
火薬類譲渡消費許可	都道府県知事	10～15日前	
目的外使用許可申請書	施設の管理者	少なくとも7日前	事務所の設置、製作ヤード等の使用について
特定施設（濁水プラント）設置届	長崎市長、佐世保市長、県立保健所	工事着手60日前	1日当たり50m ³ 以上排水する場合 (届出が必要かどうかは相談すること)